

平成25年度 川根本町会計別決算総括表

会計名	区分	決算額	前年度対比
一般会計	歳入	64億1,115万円	△1.86%
	歳出	57億9,333万円	△0.69%
国民健康保険事業特別会計	歳入	10億4,032万円	9.79%
	歳出	9億6,505万円	8.84%
後期高齢者医療事業特別会計	歳入	1億1,471万円	0.99%
	歳出	1億1,443万円	2.37%
介護保険事業特別会計	歳入	11億7,078万円	2.41%
	歳出	11億3,679万円	△3.54%
簡易水道事業特別会計	歳入	2億8,523万円	17.19%
	歳出	2億8,435万円	19.55%
温泉事業特別会計	歳入	2,476万円	△7.94%
	歳出	2,464万円	△7.73%
いやしの里診療所事業特別会計	歳入	4,548万円	21.12%
	歳出	4,543万円	21.16%

町税の決算額

1人当たりの税額			
町民税	38,738円	町たばこ税	4,250円
固定資産税	130,628円	入湯税	720円
軽自動車税	2,724円	合計	177,060円

1人当たりの決算額			
議会費	8,967円	土木費	25,222円
総務費	154,190円	消防費	58,008円
民生費	145,502円	教育費	58,071円
衛生費	82,213円	災害復旧費	477円
農林水産業費	79,040円	公債費	95,716円
商工・労働費	35,615円	合計	743,021円

※一般会計決算額を平成26年3月31日現在の人口7,797人で割った額です。

健全化判断比率及び資金不足比率の公表

健全化判断比率	川根本町	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	-(赤字なし)	15.0%	20.0%
連結実質赤字比率	-(赤字なし)	20.0%	30.0%
実質公債費比率	6.8%	25.0%	35.0%
将来負担比率	-	350.0%	

資金不足比率	川根本町	経営健全化基準
簡易水道事業会計	-(なし)	20.0%
温泉事業会計	-(なし)	

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、平成25年度の比率について、皆さんにお知らせします。

【実質赤字比率】
一般会計等（一般会計、いやしの里診療所会計）の赤字の大きさを示すものです。収入から支出を差し引いた額を*標準財政規模で割り算した数値です。

【連結実質赤字比率】

すべての会計（一般、国保、後期高齢、介護、簡水、温泉、診療所）における町全体の赤字の大きさを示すものです。すべての会計の赤字と黒字を合算した額を標準財政規模で割り算した数値です。

【実質公債費比率】

1年間に町が地方債の返済に負担した額の大きさを示すものです。返済額から普通交付税で国が負担してくれる額は控除されるため、実質的な持出分が算出されるものです。

【将来負担比率】

年間の返済額から普通交付税での額を控除した額を標準財政規模で割り算した数値です。
※過去3カ年の平均数値を使用します。

町が将来負担すべき額（現時点で支払いが約束されているもの）の大きさを示すものです。
負担額から普通交付税で国が負担してくれる

額、町の基金などを控除した額を標準財政規模で割り算した数値です。（平成25年度は、控除額が負担額を上回ったためゼロとなりました）

【資金不足比率】

町で運営する公営企業（簡易水道事業特別会計、温泉事業特別会計）の資金不足額の事業規模に対する割合を示すものです。

【診断結果】

平成25年度決算は、昨年度同様、国で示す早期健全化基準を大きく下回っています。
これらの数値から、川根本町の財政状況は、「健全段階」にあると言えます。
今後、将来の負担を考え、財政の健全運営に努めていきます。

住民サービス向上のために

1. 地区説明会での主な質疑回答について

これまでに全34地区(33会場)で地区説明会を開催しました。主な質問と回答を紹介します。

質問① 告知端末機「かわねフォン」を設置しなくてもいいですか。

回答① 現在、同報無線によりお知らせしている緊急情報などのお知らせは、屋外での放送は継続しますが、戸別受信機や防災ラジオからの放送は利用できなくなります。設置されない場合、緊急情報を受けにくくなります。標準工事内での設置は無料となりますので、ぜひ設置についてご理解ください。

質問② 「かわねフォン」の利用に料金がかかりますか。

回答② 「お知らせ」や「緊急情報」の音声や文字の受信は無料です。また、「町内電話」は料金無料で利用できます。町外へ電話ができる「050IP電話サービス」や「インターネット」を利用する場合には、有料となり、別にお申込みいただけます。

質問③ 設置するには、どのような手続きが必要になりますか。

回答③ 役場から送付される「告知端末機設置同意書(兼工事承諾書)」に記載・押印をしていただき返信してください。役場で受理後、地区ごとに「屋外工事」「宅内工事」をさせていただきます。まずは、「告知端末機設置同意書(兼工事承諾書)」を下記期日までに返信いただきますようお願いいたします。

質問④ 設置工事はどのように行われますか。

回答④ 「かわねフォン」を設置するにあたり、「屋外工事」「宅内工事」ともに各世帯の立会いをお願いします。(屋外工事と宅内工事は別日程になります。)工事時間は「屋外工事」「宅内工事」ともに2～3時間程度になります。また、工事を行う際は、屋外工事担当会社、宅内工事担当会社が各世帯に連絡し、了解をとってから工事に入りますのでご承知ください。

質問⑤ 各世帯に設置された「かわねフォン」を使って地区内や、グループに「お知らせ」を配信することはできますか。

回答⑤ 「かわねフォン」から直接、自治会単位やグループに発信することはできません。運営事業者である東海ブロードバンドサービス株式会社に申込みいただくこととなります。申込方法や料金についての詳細については、今後皆さまへお知らせしていきます。



2. 「告知端末機設置同意書(兼工事承諾書)」の返信スケジュールについて

設置工事については、まず皆さまから「告知端末機設置同意書(兼工事承諾書)」を返信いただかなければ開始することができません。

来年4月のサービス開始に向け、**平成26年11月20日(木曜日)**までに「告知端末機設置同意書(兼工事承諾書)」を返信くださいますようお願いとご協力をお願いします。

スケジュール	内容
平成26年11月20日(木曜日)	「告知端末機設置同意書(兼工事承諾書)」の返信期限
平成26年12月～平成27年3月	地区ごとに「屋外工事」の実施
平成27年1月～平成27年3月	地区ごとに「宅内工事」の実施
平成27年3月20日	高度情報基盤整備工事終了予定
平成27年4月1日	サービス開始予定

～お詫びと訂正～ 先月発行の10月号No.108の18頁で、掲載しました内容に誤りがありました。

㊤▶現在の同報無線戸別受信機は、「かわねフォン」が戸別受信機の機能を全て引き継いだ後に撤去します。となります。お詫びして、訂正させていただきます。

本事業につきまして、分かりやすい説明と進捗状況を引き続きお知らせしていきますので、よろしくお願い申し上げます。

【問】企画課・広報情報室 ☎(56)2221